

平成17年度社会保険事業計画中間時点での取組状況

適用事務に関する事項	平成17年度に達成すべき目標	17年度前期の主な取組状況	17年度後期の主な取組	数値目標・計画数値			
				事項	17年度計画	17年8月末現在	
1	<p>(1)国民年金の適用の適正化</p> <p>① 20歳到達者の完全適用</p> <p>【目標】 住民基本台帳ネットワークシステムより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。</p> <p>〔数値目標〕 20歳到達者の完全適用</p>	<p>○住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、届出手続の勧奨を行うとともに加入手続きを行わない者に対しては職権により資格取得処理を行うことにより、20歳到達者の年金制度未加入者の発生防止を図った。</p>	<p>○引き続き取組みを実施。</p>	計画数値	20歳到達者の適用率 (住民基本台帳ネットワークにより把握したものの)	100%	100%
	<p>② 転業転職者等の種別変更の適正な届出励行</p> <p>【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。</p> <p>〔数値目標〕 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数が前年度を下回るものとする。</p>	<p>○事業主説明会や公共職業安定所での雇用保険受給者初回説明会等を活用して企業退職時に必要となる種別変更手続を周知した。</p> <p>○厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、種別変更の届出がない者について、届出勧奨状を分かりやすく見直すとともに、平成17年8月からは届出勧奨によっても届出がない場合は職権により種別変更処理を行うこととした。</p>	<p>○届出周知、職権適用等の取組を推進するほか、国民健康保険との連携による国民年金未手続者の把握、届出勧奨等の取組を検討。</p>	計画数値	各種届出の届出遅れに係る勧奨状送付件数	3,941,390件	1,908,293件 (年間計画の48.4%)
	<p>(2)健康保険・厚生年金・船員保険の適用の適正化</p> <p>① 適用対象事業所の適用促進</p> <p>【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所(船舶所有者を含む。)の適用を促進する。</p>	<p>○適用対象事業所の把握及び巡回説明等の取組については、</p> <p>①重点加入指導の対象事業所の拡大(従業員15人以上)や加入指導後においても加入手続きが行われない事業所(従業員20人以上)について立入検査等を実施し職権適用を行うこととし、その具体的な取扱等を示し、取組を開始。(平成17年3月)</p> <p>②巡回説明の具体的な取扱等を示し、本年度の取組を開始。(平成17年6月)</p> <p>③適用対象事業所の把握に活用するため、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所情報を突合したリストの送付。(平成17年8月)を行い、促進を図った。</p> <p>○巡回説明や重点加入指導については、例年でも適用対象事業所の把握等を行った上で実施する機会が多いこと、年度前半は、各種届出が数多く提出されることや定時決定に係る業務等による繁忙期であることから、現時点での件数は低い数値となっている。</p>	<p>○巡回説明及び重点加入指導等の取組を引き続き実施。</p>	計画数値	新規適用事業所数	健康保険・厚生年金 前年度(58,265所)を上回る	31,203所 (年間計画の53.6%)
					船員保険 前年度(144所)を上回る	134所 (年間計画の93.1%)	
					巡回説明実施事業所数(健康保険・厚生年金)	62,076所	6,495所 (年間計画の10.5%)
					重点加入指導実施事業所数(健康保険・厚生年金)	4,064所	779所 (年間計画の19.2%)

<p>② 適用事業所に対する指導及び事業所調査 【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。 〔数値目標〕 適用事業所数に対する事業所調査件数(定時決定調査を除く。)の割合が、4分の1以上となること。</p> <p>(3) 基礎年金番号の適正な管理 基礎年金番号による被保険者記録の正確な管理 【目標】 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<p>○6月から厚年・健保の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務について、市場化テストのモデル事業として、5カ所の社会保険事務所で外部委託。</p> <p>○届出が適正に行われていない事業所、届出漏れが多いと思われる業種に対し重点的に事業所実地調査を実施。</p> <p>○外国人講師を雇用する語学学校について、平成17年前半の重点調査対象に選定。</p> <p>○公共職業安定所からの情報提供により届出が適正に行われていない事業所の実地調査を実施。</p> <p>○本年度中は、昭和35年度から昭和42年度生に対して照会票を送付する予定であり、現在、昭和37年度生まで送付済、昭和38年度生に対して送付中。</p> <p>○平成17年9月送付分から個人情報保護の観点から回答票用の「目隠しシール」を同封。</p>	<p>○引き続き、重点的調査を実施。</p> <p>○非常勤講師を多く雇用する専修・各種学校や私立学校について重点調査の対象に選定。</p> <p>○平成18年2月末までに、昭和42年度生まで照会票を送付。</p>	<p>数値目標</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所調査件数の割合</td> <td>25%以上</td> <td>20%</td> </tr> </table>	事業所調査件数の割合	25%以上	20%												
事業所調査件数の割合	25%以上	20%																
<p>2 (1) 国民年金の収納率の向上 ① 国民年金保険料の確実な収納 【目標】 国民年金保険料の確実な収納を図る。 〔数値目標〕 ・平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、平成17年度の国民年金保険料納付率を69.5%以上とすること。 ・口座振替実施率を37.1%とすること。</p>	<p>○平成17年8月末現在の現年度分納付率は59.6%となっており、前年同期比0.5%増となっている。</p> <p>○平成17年度の行動計画(アクションプログラム)は、4月に年度前半に重点を置いた「第一次行動計画」を策定。委託による電話納付督促に接触率の達成目標値を設定、納付督促フローチャートを作成し督促ごとの連携をより一層図る等を盛り込んだ実効性の高い内容とした。</p> <p>○市町村からの所得情報を活用し、未納者の所得階層により分類し、 ①低所得層に対しては、免除の指導などによる年金権の確保を図り、 ②高所得層に対しては、度重なる納付督促にも応じなければ強制徴収を実施するなど、未納者の属性に応じたきめ細やかな対策を実施。</p>	<p>○平成17年度の「第一次行動計画」は、10月から年度後半に向けて、免除等及び強制徴収対象者層を加えた層別化を図り、平成16年度の実績に基づく、納付督促の効果率、寄与率等を踏まえた「質的な面」にも留意した内容に改定。</p> <p>○国民年金のメリット、安心感などのポイントをわかりやすく解説した「総合カタログ」や、多様な関心事項に的確に対応する「目的別パンフレット」を作成し全国展開するほか、年金週間を中心とした広報の充実に努める。</p> <p>○戸別訪問を中心に活動している国民年金推進員について、活動実績に基づく成果主義的な給与体系に10月から変更し、インセンティブの向上を図る。</p> <p>○社会保険料控除の申告時に保険料の支払いを証明する書類の添付義務化がされたことに伴い、11月に「社会保険料控除証明書」を発行し、保険料納付意識の徹底を図る。</p> <p>○4月から施行された口座振替割引制度の更なる周知徹底による口座振替の獲得に努め、安定した保険料収納を確保する。</p>	<p>計画数値</p> <table border="1"> <tr> <td>催告状発行件数</td> <td>39,670,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)</td> <td>10,028,520件 (年間計画の25.3%) (17.5~8実施分)</td> </tr> <tr> <td>電話納付督促件数</td> <td>8,290,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)</td> <td>2,428,413件 (年間計画の29.3%) (17.5~8実施分)</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問件数</td> <td>17,180,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)</td> <td>5,940,230件 (年間計画の34.6%) (17.5~8実施分)</td> </tr> <tr> <td>口座振替実施率</td> <td>37.1% (18年3月末)</td> <td>35.2% (17年8月末)</td> </tr> <tr> <td>コンビニ収納件数 ※7月までの納付件数</td> <td>5,000,000件 (17.4~18.3実施分)</td> <td>1,830,517件 (年間計画の36.6%) (17.4~7実施分)</td> </tr> </table> <p>※平成17年度社会保険事業計画では、催告状発行件数等の計画数値は「行動計画で定める件数」としており、上記は、10月時点の17年度行動計画改定版の計画数である。</p>	催告状発行件数	39,670,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)	10,028,520件 (年間計画の25.3%) (17.5~8実施分)	電話納付督促件数	8,290,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)	2,428,413件 (年間計画の29.3%) (17.5~8実施分)	戸別訪問件数	17,180,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)	5,940,230件 (年間計画の34.6%) (17.5~8実施分)	口座振替実施率	37.1% (18年3月末)	35.2% (17年8月末)	コンビニ収納件数 ※7月までの納付件数	5,000,000件 (17.4~18.3実施分)	1,830,517件 (年間計画の36.6%) (17.4~7実施分)
催告状発行件数	39,670,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)	10,028,520件 (年間計画の25.3%) (17.5~8実施分)																
電話納付督促件数	8,290,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)	2,428,413件 (年間計画の29.3%) (17.5~8実施分)																
戸別訪問件数	17,180,000件 (17年度行動計画改定版) (17.5~18.4実施分)	5,940,230件 (年間計画の34.6%) (17.5~8実施分)																
口座振替実施率	37.1% (18年3月末)	35.2% (17年8月末)																
コンビニ収納件数 ※7月までの納付件数	5,000,000件 (17.4~18.3実施分)	1,830,517件 (年間計画の36.6%) (17.4~7実施分)																

		<p>○強制徴収については、最終催告状の発行を年間10万件を超える規模に拡大するなど、保険料納付意識の徹底を図る。</p> <p>○10月より、5カ所の社会保険事務所を対象とした保険料収納業務の市場化テストモデル事業を実施し、官が行うべき強制徴収と民の専門性の融合による質の高い効率的な納付督促の体制を構築していく。</p>	<p>保険料納付率</p> <p>69.5% (17.4~18.3月分)</p> <p>59.6% (17.4~7月分)</p> <p>(対前年同月比 +0.5%)</p>														
<p>② 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知徹底</p> <p>【目標】</p> <p>国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。</p>	<p>○4月から施行された若年者納付猶予制度、申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及及び申請免除の所得基準の見直し等について、ホームページ、パンフレットの配布及び市町村広報誌への掲載等により周知を図った。</p> <p>○市町村からの所得情報を活用し、免除基準に該当する未納者に対して、免除制度の周知と届出勧奨を開始した。</p> <p>○前年度に学生納付特例の承認を受けていた未納者に対し、引き続き学生であり特例の承認を受けたい場合には届出が必要であることを、文書、電話、戸別訪問により周知し、届出勧奨を実施した。</p> <p>○全額申請免除又は若年者納付猶予の承認を受けている者であって、翌年度以降も引き続き承認を受けたい場合には、あらかじめ申請することにより、所得要件を満たせば、毎年度申請書の提出を省略できる仕組みを、7月より導入した。</p>	<p>○低所得者層の年金権の確保対策として、免除等の申請指導の行動目標を「行動計画(改定版)」に加え、適正な取組みを実施していく。</p>															
<p>(2)健康保険・厚生年金・船員保険の徴収対策の推進</p> <p>① 社会保険料等の確実な収納</p> <p>【目標】</p> <p>政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船舶所有者を含む。)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>[数値目標]</p> <p>・保険料収納率</p> <p>健康保険:97.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>厚生年金:97.9%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>船員保険:91.1%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p>	<p>○納期内納入の励行指導を行うとともに、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分の取組を実施中。</p> <p>○保険料収納率は、例年、年度の後半に向けて上昇する傾向にあるため、現時点では低い数値となっているものの、前年同月比では、いずれの数値も上回っている。</p>	<p>○年度末に向け、引き続き、取組を推進。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">数値目標</td> <td rowspan="3">保険料収納率</td> <td>健康保険</td> <td>97.6%</td> <td>93.5%</td> <td>(対前年同月比 +0.7%)</td> </tr> <tr> <td>厚生年金</td> <td>98.2%</td> <td>95.6%</td> <td>(対前年同月比 +0.7%)</td> </tr> <tr> <td>船員保険</td> <td>91.7%</td> <td>79.2%</td> <td>(対前年同月比 +1.1%)</td> </tr> </table>	数値目標	保険料収納率	健康保険	97.6%	93.5%	(対前年同月比 +0.7%)	厚生年金	98.2%	95.6%	(対前年同月比 +0.7%)	船員保険	91.7%	79.2%	(対前年同月比 +1.1%)
数値目標	保険料収納率	健康保険	97.6%			93.5%	(対前年同月比 +0.7%)										
		厚生年金	98.2%			95.6%	(対前年同月比 +0.7%)										
		船員保険	91.7%	79.2%	(対前年同月比 +1.1%)												

<p>・口座振替実施率 健康保険:81.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 厚生年金:83.6%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 船員保険:56.7%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p>			<p>口座振替実施率</p>	<p>健康保険 厚生年金 船員保険</p>	<p>85.7% 84.3% 56.5%</p>	<p>85.5% 84.1% 57.1%</p>
<p>② 労働保険との徴収事務一元化の推進</p>	<p>○共同調査は、ほとんどの都道府県においては10月以降の実施予定となっているため、現時点での取組状況は低い数値となっている。 ○滞納整理については、前年度に選定した共通滞納事業所のうち滞納が解消していない共通滞納事業所に対して実施。</p>	<p>○共同調査事業所に対する事業所調査の実施。 ○共通滞納事業所に対する滞納整理の実施。</p>	<p>計画数値</p>	<p>共同調査(共同調査事業所数) 滞納整理(共通滞納事業所選定数)</p>	<p>1,500件 前年度(2,120件)を上回る</p>	<p>4件 (年間計画の0.3%) 1,492件 (年間計画の70.4%)</p>
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1)年金給付の的確な実施 ① 年金給付の適正化 【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 【数値目標】 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数(平成17年度の当面の目標) ・老齢基礎・老齢厚生年金 :2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・遺族基礎・遺族厚生年金 :2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・障害基礎・障害厚生年金 :3ヶ月半以内</p>	<p>○平成16年3月に開始した58歳到達者への「年金加入記録のお知らせ」を順次送付。事前に確認していただくことで、年金裁定の迅速化。 ○基本項目をあらかじめ印字した裁定請求書の事前送付(ターンアラウンド)の本年10月からの実施に向けて、取扱い等を示した。 ○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数に係るサービススタンダードを設定し、迅速化に取り組んだ。 ○達成率は、社会保険業務センターで全国分を集中処理している「障害基礎・障害厚生年金」が、障害の認定に必要な書類の調整に時間を要し、低くなっている。</p>	<p>○裁定請求書の事前送付(ターンアラウンド)は、本年10月より、対象者に毎週順次送付する。 ○サービススタンダードの達成率が低い給付項目については、原因を分析し、改善のための対策を図る。</p>	<p>数値目標</p>	<p>目標処理期間(サービススタンダード) 老齢基礎のみ 老齢基礎・老齢厚生年金 遺族基礎のみ 遺族基礎・遺族厚生年金 障害基礎のみ 障害基礎・障害厚生年金</p>	<p>2ヶ月以内 2ヶ月以内 2ヶ月以内 2ヶ月以内 3ヶ月半以内 3ヶ月半以内</p>	<p>98.0% 98.0% 95.3% 97.8% 98.0% 87.3%</p> <p>※)17年8月末現在の数値は、17年4月1日以降に受付された請求書のうち、17年8月末までに年金が裁定された総件数に対する目標の達成率である。</p>
<p>② 年金受給権者に対する適正な届出の周知 【目標】 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。</p>	<p>○新規裁定者に対する年金の受給に当たって知っておくべき事項及び必要な届出手続等を記載したパンフレットを送付。 ○老齢年金新規受給者に対する説明会を実施。</p>	<p>○引き続き、適正な届出の周知に努力する</p>	<p>計画数値</p>	<p>老齢年金新規受給者への説明会開催回数</p>	<p>3,343回</p>	<p>1,179回 (年間計画の35.3%)</p>

<p>(2) 保険給付の的確な実施</p> <p>① 医療費の適正化</p> <p>【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p>	<p>○政府管掌健康保険及び船員保険の縦覧点検を中心に点検調査を実施。</p> <p>○政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者指導について、医療費通知を送付することにより、被保険者等の指導を実施。</p> <p>○政府管掌健康保険については、レセプトの磁気媒体収録業務の委託業者決定が5月頃となったため、現時点での点検の進捗がやや少ないが、今後、順次進捗。</p>	<p>○引き続き、効率的な点検調査及び被保険者指導を実施する。</p>	<p>数値目標</p>	<p>被保険者1人当たりレセプト点検効果額 (健康保険)</p>	<p>3,747円以上</p>	<p>1,171円 (年間計画の31.3%)</p>
<p>② 現金給付の適正化</p> <p>【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに迅速な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金 : 3週間以内 ・出産手当金 : 3週間以内 ・出産育児一時金 : 3週間以内 ・家族出産育児一時金 : 3週間以内 ・埋葬料(費) : 3週間以内 ・家族埋葬料 : 3週間以内 	<p>○給付金の迅速な支給のための、サービススタンダードを設定し、目標達成100%に向け取り組んだ。本年4月からの取り組みのため、繁忙期とも重なったこと等により、目標を達成できない事務局があり、100%達成には至らなかった。</p> <p>○職員による書面審査、実地調査、負傷原因調査の取組を実施。</p> <p>○保険給付審査医師を活用し給付の適正化に努めた。</p>	<p>○サービススタンダードの達成率が低い給付項目については、原因を分析し、改善のための対策を図る。</p> <p>○引き続き、取組を実施。</p>	<p>数値目標</p>	<p>傷病手当金 出産手当金 出産育児一時金 家族出産育児一時金 埋葬料(費) 家族埋葬料</p>	<p>3週間以内 3週間以内 3週間以内 3週間以内 3週間以内 3週間以内</p>	<p>81.5% 82.9% 90.5% 90.7% 82.1% 83.0%</p>
<p>③ 船員保険の失業保険金の認定及び支給の適正化</p> <p>【目標】 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。</p>	<p>○船員保険における失業保険金の支給の適正化を実施。</p>	<p>○引き続き、取組を実施。</p>				
<p>4 年金相談等の充実に関する</p> <p>① 年金相談体制の充実</p> <p>【目標】 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。</p>	<p>○平日における相談の受付時間を午後7時まで延長(4月から8月までの間に、26日間実施し、午後5時以降の年金相談来訪者数の合計は15,590人。)</p> <p>○土日における相談の実施(4月から8月までの間に土曜の年金相談を10日間実施し、来訪者数の合計は30,873人。)</p> <p>○お盆時期における相談時間の延長の実施。</p> <p>○予約制の導入モデル事業の実施</p> <p>○本年4月から、障害者・高齢者に配慮したファックスによる年金相談の実施(8月までの相談件数は約600件。)</p>	<p>○年金に関する電話相談について、10月31日から個々の拠点毎の電話番号を全国共通電話番号に集約し、ネットワーク化により効率化を図るサービス(「ねんきんダイヤル」)を実施。</p> <p>○11月6日から12日までの年金週間において、休日の年金相談及び平日の受付時間の延長を実施。</p> <p>○民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修を実施。</p> <p>○社会保険事務所の配置や地域ニーズに応じた年金相談センターの配置の見直し</p>				

※)17年8月末現在の数値は、17年4月1日以降に受付された請求書のうち、17年8月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。

事項		<p>○中央年金相談室の電話相談がつながりにくい状態を解消するため、電話相談員を8月に倍増、10月に3倍以上に増員。</p> <p>○土浦年金相談センターを9月に新設</p> <p>○社会保険事務所におけるワンストップサービス実現のため、社会保険事務所に総合相談室を順次設置。(10月現在264カ所設置。)</p> <p>○年金電話相談センター事業に係る市場化テストのモデル事業について、茨城、広島に2カ所の年金電話相談センターを対象に10月から外部委託を実施。</p>	<p>○社会保険事務所等における年金相談の予約制の本格実施。</p> <p>○社会保険事務所等における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関する情報提供を行う対象者の範囲を55歳以上から50歳以上に引下げ。(18年3月実施)</p>																		
	<p>② 年金個人情報の提供の充実</p> <p>【目標】</p> <p>年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p>○11月に年金加入状況の通知を送付するためのシステム開発等の準備を実施。</p> <p>○58歳到達者に対して「年金加入記録のお知らせ」を送付するとともに、希望者に対して「年金見込額のお知らせ」を送付。</p> <p>○「インターネットを活用したID・パスワード認証方式による年金個人情報の提供システム」の構築に向け、システム開発等の準備を実施。</p>	<p>○11月に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書とあわせて年金加入状況の通知を送付。</p> <p>○引き続き、「年金加入記録のお知らせ」及び希望者に対して「年金見込額のお知らせ」を送付。</p> <p>○「インターネットを活用したID・パスワード認証方式による年金個人情報の提供」を実施する。(18年3月実施)</p>	<table border="1"> <tr> <td>計画数値</td> <td>年金加入状況の通知件数</td> <td>22,921,000件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被保険者記録の事前通知件数</td> <td>1,630,000件</td> <td>673,029件 (年間計画の41.3%)</td> </tr> </table>	計画数値	年金加入状況の通知件数	22,921,000件	0件		被保険者記録の事前通知件数	1,630,000件	673,029件 (年間計画の41.3%)									
計画数値	年金加入状況の通知件数	22,921,000件	0件																		
	被保険者記録の事前通知件数	1,630,000件	673,029件 (年間計画の41.3%)																		
5 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	<p>① 保健事業の実施</p> <p>【目標】</p> <p>社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>[数値目標]</p> <p>・健診実施割合(健康保険) 30.2%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>(船員保険) 40.5%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>・事後指導実施割合 33.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る</p> <p>② 保健・福祉施設事業の実施</p> <p>【目標】</p> <p>社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施すること。</p>	<p>○事業所あて受診対象者一覧及び健診案内パンフレットを送付し、受診勧奨を実施</p> <p>○平成17年4月から、被保険者が身近な場所で健診を受けられるよう健診実施機関の増大を図ることとし、また、健診単価の引下げより実施人員の拡大を図った。</p> <p>○政府管掌健康保険の保健事業に関するアンケート調査結果をとりまとめ、8月に公表。</p> <p>○平成17年10月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設置し、年金福祉施設等を出資。</p> <p>○社会保険病院の見直しについては、経営改善計画(平成15年度を初年度とする3カ年計画)に基づく取組を各病院において実施。</p>	<p>○引き続き、健診実施機関の増大を図る。</p> <p>○健診実施率の低い社会保険事務局への個別指導及び健診実施率の向上のための勧奨の実施。</p> <p>○生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る。</p> <p>○厚生年金病院の整理合理化計画を策定。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">数値目標</td> <td>健康保険</td> <td>前年度(33.4%)を上回る</td> <td>15.1%</td> </tr> <tr> <td>船員保険</td> <td>前年度(41.7%)を上回る</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計画数値</td> <td>健診実施者数</td> <td>3,673,453人</td> <td>1,575,972人 (年間計画の42.9%)</td> </tr> <tr> <td>船員保険</td> <td>18,812人</td> <td>8,236人 (年間計画の43.8%)</td> </tr> <tr> <td>事後指導実施者数</td> <td>510,176人</td> <td>228,923人 (年間計画の44.9%)</td> </tr> </table>	数値目標	健康保険	前年度(33.4%)を上回る	15.1%	船員保険	前年度(41.7%)を上回る	19.0%	計画数値	健診実施者数	3,673,453人	1,575,972人 (年間計画の42.9%)	船員保険	18,812人	8,236人 (年間計画の43.8%)	事後指導実施者数	510,176人	228,923人 (年間計画の44.9%)
数値目標	健康保険	前年度(33.4%)を上回る	15.1%																		
	船員保険	前年度(41.7%)を上回る	19.0%																		
計画数値	健診実施者数	3,673,453人	1,575,972人 (年間計画の42.9%)																		
	船員保険	18,812人	8,236人 (年間計画の43.8%)																		
	事後指導実施者数	510,176人	228,923人 (年間計画の44.9%)																		

6 業務全般に関する事項	(1)国民サービスの向上	○本年4月より新たに、サービススタンダードの取組を実施。	○サービススタンダードの達成率が低い給付項目については、原因を分析し、改善のための対策を図る。	数値目標	傷病手当金	3週間以内	81.5%	
	【目標】	○全国の社会保険事務局において、窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)をホームページ等で提供して、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促進。	○申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った各種申請書類等の見直しを行う。		目標処理期間(サービススタンダード)	出産手当金	3週間以内	82.9%
	・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。	○社会保険庁ホームページにおいて、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・アイデアを、国民の皆様から広く募集。	○窓口サービスの満足度に関するアンケート調査は、今後も定期的実施していく。(次回は平成18年1月実施)		出産育児一時金	3週間以内	90.5%	
	・業務処理の具体的な目標値に基づき、サービス水準の向上を図る。	○社会保険事務所等の来訪者に対して、窓口サービスの満足度に関するアンケート調査を実施。	○地方社会保険事務局主催による公開講座(一般国民に対する年金セミナー等)を実施。		家族出産育児一時金	3週間以内	90.7%	
	・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。	○国民の皆様からの意見・要望・苦情等について、国民の声として対応票を作成し、業務改善に反映。	○業務品質の向上と効率化を図るため、全国的に統一した業務マニュアルの策定作業を10月から開始。		埋葬料(費)	3週間以内	82.1%	
	【数値目標】	○全ての地方社会保険事務局にサービス改善協議会を設置完了。			家族埋葬料	3週間以内	83.0%	
	○サービススタンダードの達成率100%の実現を図る。	○相談窓口のバリアフリー化について、平成17年6月に取組指針を示して取組を促進。特に「手すりの設置」「身障者用トイレ・スロープの設置」「相談窓口への老眼鏡の備付」の実施については、全国の社会保険事務所のうち、借上庁舎であるために整備困難なものを除き、対応済。			※)17年8月末現在の数値は、17年4月1日以降に受付された請求書のうち、17年8月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。			
	【医療保険関係】				老齢基礎のみ	2ヶ月以内	98.0%	
	請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数				老齢基礎・老齢厚生年金	2ヶ月以内	98.0%	
	・傷病手当金 :3週間以内				遺族基礎のみ	2ヶ月以内	95.3%	
・出産手当金 :3週間以内			遺族基礎・遺族厚生年金	2ヶ月以内	97.8%			
・出産育児一時金 :3週間以内			障害基礎のみ	3ヶ月半以内	98.0%			
・家族出産育児一時金 :3週間以内			障害基礎・障害厚生年金	3ヶ月半以内	87.3%			
・埋葬料(費) :3週間以内			※)17年8月末現在の数値は、17年4月1日以降に受付された請求書のうち、17年8月末までに年金が裁定された総件数に対する目標の達成率である。					
・家族埋葬料 :3週間以内								
【年金保険関係】								
請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数								
・老齢基礎・老齢厚生年金 :2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)								
・遺族基礎・遺族厚生年金 :2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)								
・障害基礎・障害厚生年金 :3ヶ月半以内								
○利用者満足度調査の仕組みを定着させ、満足度が前年度を上回ることをとする。								
平成16年度の実績がないため、「社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査(平成16年7月実施)」の結果(社会保険事務所利用者の満足度55%)との比較を行う。								

<p>(2) 予算執行の透明化</p> <p>【目標】 予算執行に当たってはその必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除するとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。</p>	<p>○本庁において「調達委員会(昨年10月設置)」、各社会保険事務局において「契約審査会(本年4月設置)」を開催し、調達の必要性、数量や契約方法を審査。</p> <p>○500万円以上の随意契約を事前に厚生労働副大臣に報告。100万円以上の随意契約を「随意契約審査委員会」において事後審査し、その結果をホームページに掲載。</p> <p>○随意契約件数の削減に向けて、コピー機の保守や加除式図書に係る調達を各社会保険事務所から社会保険事務局に、また、年間購読図書に係る調達を各社会保険事務局から本庁に集約すること等により、一括発注を促進。</p> <p>○100万円以上の契約にかかる競争入札割合の増加に向けて、各種申請書印刷、廃棄文章処理や庁舎警備等の調達を各社会保険事務所から社会保険事務局に集約することや、診療報酬明細書等の磁気化委託業務の発注規模を見直すこと等により、競争入札を促進。</p> <p>○調達コストの削減に向けて、社会保険事務局等事務室の賃料交渉、帳票の磁気媒体化による印刷経費の縮減やシステム検証委員会における開発案件内容の審査等を実施。</p>	<p>○引き続き、取組を実施。</p> <p>○引き続き、一括発注や調達の集約等を実施。</p> <p>また、各社会保険事務所で調達している各種帳票について、今後本庁で一括調達する方向で現在検討中。</p> <p>○引き続き、随意契約から競争入札への移行を推進する。また、競争入札等の公告実施にあたって、ホームページ等への掲載、業界団体への周知など、公告方法を工夫し、新規事業者等の参加を促進。</p> <p>○引き続き、調達計画における調達数量や仕様の見直し等を実施。</p>	<p>計画数値</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>随意契約件数の対前年度削減率</td> <td>対前年度比20%以上を削減</td> <td>16年度実績の15%を削減</td> </tr> <tr> <td>100万円以上の契約については、競争入札の件数が占める割合</td> <td>競争入札割合60%以上</td> <td>競争入札割合45% ※競争入札にかけた上で、不落随契となったものを含めた場合51%</td> </tr> <tr> <td>消耗品等の購入、印刷物等の製造及び業務の外注化等の役務に関する調達コストに対する削減率</td> <td>調達計画額の10%以上を削減</td> <td>調達概算見込額710億円(7%削減) ※8月の調達委員会審査分までに係る調達概算見込額710億円の調達計画額760億円に対する割合</td> </tr> </tbody> </table>	随意契約件数の対前年度削減率	対前年度比20%以上を削減	16年度実績の15%を削減	100万円以上の契約については、競争入札の件数が占める割合	競争入札割合60%以上	競争入札割合45% ※競争入札にかけた上で、不落随契となったものを含めた場合51%	消耗品等の購入、印刷物等の製造及び業務の外注化等の役務に関する調達コストに対する削減率	調達計画額の10%以上を削減	調達概算見込額710億円(7%削減) ※8月の調達委員会審査分までに係る調達概算見込額710億円の調達計画額760億円に対する割合
随意契約件数の対前年度削減率	対前年度比20%以上を削減	16年度実績の15%を削減										
100万円以上の契約については、競争入札の件数が占める割合	競争入札割合60%以上	競争入札割合45% ※競争入札にかけた上で、不落随契となったものを含めた場合51%										
消耗品等の購入、印刷物等の製造及び業務の外注化等の役務に関する調達コストに対する削減率	調達計画額の10%以上を削減	調達概算見込額710億円(7%削減) ※8月の調達委員会審査分までに係る調達概算見込額710億円の調達計画額760億円に対する割合										
<p>(3) 広報活動の推進</p> <p>① 社会保険事業の効果的な広報</p> <p>【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。</p>	<p>○ホームページの充実を図った。</p> <p>○新聞・雑誌等や市区町村等が発行する機関誌への情報の掲載。</p>	<p>○11月の年金週間、2月の年度末の集中広報を実施。</p>	<p>計画数値</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ホームページアクセス数</td> <td>5,500万件</td> <td>2,474万件 (年間計画の45.0%)</td> </tr> <tr> <td>年金研修の実施事業所数</td> <td>8,668所</td> <td>4,692所 (年間計画の54.1%)</td> </tr> <tr> <td>前年度実施広報の認知度を上回ること</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	ホームページアクセス数	5,500万件	2,474万件 (年間計画の45.0%)	年金研修の実施事業所数	8,668所	4,692所 (年間計画の54.1%)	前年度実施広報の認知度を上回ること	—	—
ホームページアクセス数	5,500万件	2,474万件 (年間計画の45.0%)										
年金研修の実施事業所数	8,668所	4,692所 (年間計画の54.1%)										
前年度実施広報の認知度を上回ること	—	—										
<p>② 年金教育の推進</p> <p>【目標】 年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率が全中学・高校数の25%以上とする。</p>	<p>○公的年金に対する年金セミナーの実施。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーは、例年、1学期に日程調整を行い、2・3学期に実施しているため、現時点では低い数値となっている。</p>	<p>○社会保険大学校の研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載</p> <p>○社会保険大学校や社会保険事務局において公開講座を開催。</p>	<p>計画数値</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>生徒に対する年金セミナーの実施率</td> <td>25%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	生徒に対する年金セミナーの実施率	25%	2%						
生徒に対する年金セミナーの実施率	25%	2%										

<p>(4) 個人情報の保護及び情報の公開</p> <p>① 個人情報保護</p> <p>【目標】 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報の保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。</p> <p>〔数値目標〕 全ての職員に研修を行うこと。</p>	<p>○職員に対する個人情報保護研修を実施。</p>	<p>○引き続き、取組を実施。</p>	<p>数値目標</p> <p>全ての職員に個人情報保護研修を実施</p>	<p>100%</p>	<p>85%</p>
<p>② 情報の公開等</p> <p>【目標】 国民に対する適切な情報公開を行うとともに積極的な情報提供の充実を図る。</p>	<p>○本年6月の医療費通知の際に、レセプト開示の手続等のお知らせを実施。</p> <p>○平成17年4月の行政機関個人情報保護法の施行に併せ、全ての社会保険事務所に開示請求等の受付窓口を設置。</p>	<p>○引き続き、取組を実施。</p>	<p>計画数値</p> <p>ホームページアクセス数</p>	<p>5,500万件</p>	<p>2,474万件 (年間計画の44.5%)</p>
<p>(5) 社会保険オンラインシステムの見直し</p> <p>【目標】 レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画に基づき、業務・システム最適化計画を策定すること。</p>	<p>○本年6月に「社会保険業務に係る業務システムの見直し方針」を策定。</p>	<p>○平成17年度末までに、見直し方針に沿った業務・システムに係る最適化計画を策定</p>			
<p>(6) 組織の改革</p> <p>【目標】 社会保険庁における内部統制(ガバナンス)の強化や事業管理の確保等を図り、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。</p>	<p>○職員の意識改革と資質の向上を図るため、新規採用職員に対する研修期間の拡大及び中堅職員に対する専門分野別の新設並びに人材育成、保険料徴収対策といった業務別研修を新たに設置するなど、研修体系及び研修カリキュラムの見直しを行い、平成17年度から実施</p> <p>○社会保険事務局等における研修について、「地方事務局研修ガイドライン」(指針)を策定。</p> <p>○国民サービスの向上を図るため、地方ブロック別に「接遇指導者養成研修」を実施</p> <p>○人員配置の地域間の格差の是正については、平成17年7月に平成17年度実施予定分の人員配置見直し計画を策定。</p> <p>○社会保険事務所の配置のアンバランスの是正の一環として、本年7月(広島県東広島)、10月(千葉県茂原)に分室を設置。</p>	<p>○今後、外部有識者の参画を得て研修の在り方等に関する検討の場を設置。</p> <p>○成果と能力に重点を置いた新人事評価制度を平成17年10月から試行。</p>			